

子ども・子育て支援金に関する試算（医療保険加入者一人当たり平均月額）

赤字が追記部分

（月額、支援金額は50円丸め、保険料額は100円丸め）

	加入者一人当たり支援金額			（参考）加入者一人当たり 医療保険料額 （令和3年度実績） （2）	（参考） ①/②
	令和8年度見込み額	令和9年度見込み額	令和10年度見込み額（①）		
全制度平均	250円	350円	450円	9,500円	4.7%
被用者保険	300円 〔（参考）被保険者一人当たり 450円〕	400円 〔（参考）被保険者一人当たり 600円〕	500円 〔（参考）被保険者一人当たり 800円〕	10,800円 〔（参考）被保険者一人当たり 17,900円〕	4.5%
協会けんぽ	250円 〔（参考）被保険者一人当たり 400円〕	350円 〔（参考）被保険者一人当たり 550円〕	450円 〔（参考）被保険者一人当たり 700円〕	10,200円 〔（参考）被保険者一人当たり 16,300円〕	4.3%
健保組合	300円 〔（参考）被保険者一人当たり 500円〕	400円 〔（参考）被保険者一人当たり 700円〕	500円 〔（参考）被保険者一人当たり 850円〕	11,300円 〔（参考）被保険者一人当たり 19,300円〕	4.6%
共済組合	350円 〔（参考）被保険者一人当たり 550円〕	450円 〔（参考）被保険者一人当たり 750円〕	600円 〔（参考）被保険者一人当たり 950円〕	11,800円 〔（参考）被保険者一人当たり 21,600円〕	4.9%
国民健康保険 （市町村国保）	250円 〔（参考）一世帯当たり 350円〕	300円 〔（参考）一世帯当たり 450円〕	400円 〔（参考）一世帯当たり 600円〕	7,400円 〔（参考）一世帯当たり 11,300円〕	5.3%
後期高齢者 医療制度	200円	250円	350円	6,300円	5.3%

（注1）本推計は、一定の仮定をおいて行ったものであり、結果は相当程度の幅をもってみる必要がある。金額は事業主負担分を除いた本人拠出分であり、被用者保険においては別途事業主が労使折半の考えの下で拠出。なお、被用者保険間の按分は総報酬割であることを踏まえ、実務上、国が一律の支援金率を示すこととする。

（注2）被用者保険の年収別の支援金額については、数年後の賃金水準によることから、試算することは難しいものの、参考として、令和3年度実績の総報酬で機械的に一人当たり支援金額（50円丸め、月額、令和10年度）を計算すると（*）、年収200万円の場合350円、同400万円の場合650円、同600万円の場合1,000円、同800万円の場合1,350円、同1,000万円の場合1,650円（総報酬割であることから協会けんぽ・健保組合・共済組合で共通）。ただし、政府が総力をあげて取り組み賃上げにより、今後、総報酬の伸びが進んだ場合には、数字が下がっていくことが想定される。詳細は令和6年4月9日子ども家庭庁「被用者の年収別の支援金額（機械的な計算）」についてを参照。
*令和10年度に被用者保険において拠出いただく8,900億円について、賃上げが力強く進む前の令和3年度の総報酬である222兆円で割ると0.4%であることから、労使折半の下、本人拠出を0.2%として計算。

（注3）国民健康保険の1世帯当たりの金額は令和3年度における実態を基に計算している。

（注4）国民健康保険の支援金については、医療分と同様に低所得者軽減を行い、例えば夫婦1人の3人世帯（夫の給与収入のみ）における一人当たり支援金額（50円丸め、月額、令和10年度）でみると、年収80万円の場合50円（応益分7割軽減）、同160万円の場合200円（同5割軽減）、同200万円の場合250円（同2割軽減）、同300万円の場合400円（同2割軽減）。国保の被用者の世帯では、これらの層がボリュームゾーンであり、年収400万円以上については上位約1割と対象が限定されるため（*）、この層をさらに細かく区切ってみていくことについては留意が必要であるが、以下、参考として、同400万円の場合550円（軽減なし、以下同じ）、同600万円の場合800円、同800万円の場合1,100円。なお、支援金制度が少子化対策にかかるものであることに鑑み、子どもがいる世帯の拠出額が増えないよう、子ども（18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である者）についての均等割額は全額軽減。
*年収600万円は上位約5%、800万円は約2%に該当。年収1,000万円は上位約1%に該当し、ごく少数であるほか、現時点で令和10年度における賦課上限を定めることができないため、金額は一概にいえない。

（注5）後期高齢者医療制度の支援金についても、医療分と同様に低所得者軽減を行い、例えば単身世帯（年金収入のみ）における一人当たり支援金額（50円丸め、月額、令和10年度）でみると、年収50万円（均等割7割軽減）、同160万円の場合100円（同7割軽減）、同180万円の場合200円（同5割軽減）、同200万円の場合350円（同2割軽減）。年金収入のみでは、これらの層がボリュームゾーンであり、年収250万円以上については上位約1割と対象が限定されるため（*）、この層をさらに細かく区切ってみていくことについては留意が必要であるが、以下、参考として、同250万円の場合550円（軽減なし、以下同じ）、同300万円の場合750円。
*年金収入300万円は上位約5%に該当。年金収入400万円以上は上位約1%に該当し、年金給付額が一定範囲にあるため例外的なケースであるほか、現時点で令和10年度における賦課上限を定めることができないため、金額は一概にいえない。

（注6）介護分の保険料額は、第1号保険者（65歳～）の1人当たり月額（基準額の全国加重平均）で6,014円（令和5年度）、第2号被保険者（40～64歳）の1人当たり月額（事業主負担分、公費分を含む）で6,276円（令和6年度見込額）

年収別、保険者別の支援金額（月額）		
年収	被用者保険	国保
200万円	350円	250円
400万円	650円	550円
600万円	1000円	800円
800万円	1350円	1100円
1000万円	1650円	—

参考 各保険者の比較(令和3年度)

	市町村国保	協会けんぽ	組合健保	共済組合	後期高齢者医療制度
保険者数 (令和4年3月末)	1,716	1	1,388	85	47
加入者数 (令和4年3月末)	2,537万人 (1,690万世帯)	4,027万人 (被保険者2,507万人 被扶養者1,519万人)	2,838万人 (被保険者1,641万人 被扶養者1,197万人)	869万人 (被保険者477万人 被扶養者392万人)	1,843万人
加入者平均年齢 (令和3年度)	54.4歳	38.7歳	35.7歳	33.1歳	82.9歳
65～74歳の割合 (令和3年度)	45.2%	8.2%	3.5%	1.6%	1.6%(※1)
加入者一人当たり 医療費(令和3年度)	39.5万円	19.4万円	17.1万円	16.7万円	94.0万円
加入者一人当たり 平均所得(※2) (令和3年度)	93万円 (一世帯当たり) 140万円	169万円 (一世帯当たり(※3)) 272万円	237万円 (一世帯当たり(※3)) 408万円	252万円 (一世帯当たり(※3)) 458万円	88万円
加入者一人当たり 平均保険料 (令和3年度)(※4) <事業主負担込>	8.9万円 (一世帯当たり) 13.5万円	12.2万円 <24.4万円> (被保険者一人当たり) 19.6万円 <39.2万円>	13.5万円 <29.5万円> (被保険者一人当たり) 23.2万円 <50.8万円>	14.2万円 <28.5万円> (被保険者一人当たり) 25.9万円 <51.8万円>	7.6万円
保険料負担率	9.6%	7.2%	5.7%	5.6%	8.6%
公費負担	給付費等の50% +保険料軽減等	給付費等の16.4%	後期高齢者支援金等の 負担が重い保険者等への補助		給付費等の約50% +保険料軽減等
公費負担額(※5) (令和5年度予算ベース)	4兆1,487億円 (国2兆9,879億円)	1兆2,630億円 (全額国費)	731億円 (全額国費)		8兆9,293億円 (国5兆4,653億円)

(※1) 一定の障害の状態にある旨の広域連合の認定を受けた者の割合。

(※2) 市町村国保及び後期高齢者医療制度については、「総所得金額(収入総額から必要経費、給与所得控除、公的年金等控除を差し引いたもの)及び山林所得金額」に「雑損失の繰越控除額」と「分離課税所得金額」を加えたものを加入者数で除したものである。(市町村国保は「国民健康保険実態調査」、後期高齢者医療制度は「後期高齢者医療制度被保険者実態調査」のそれぞれの前年所得を使用している。)

協会けんぽ、組合健保、共済組合については、「標準報酬総額」から「給与所得控除に相当する額」を除いたものを、年度平均加入者数で除した参考値である(令和3年度税制に基づき算出)。

(※3) 被保険者一人当たりの金額を指す。

(※4) 加入者一人当たり保険料額は、市町村国保・後期高齢者医療制度は現年分保険料調定額、被用者保険は決算における保険料額を基に推計。保険料額に介護分は含まない。

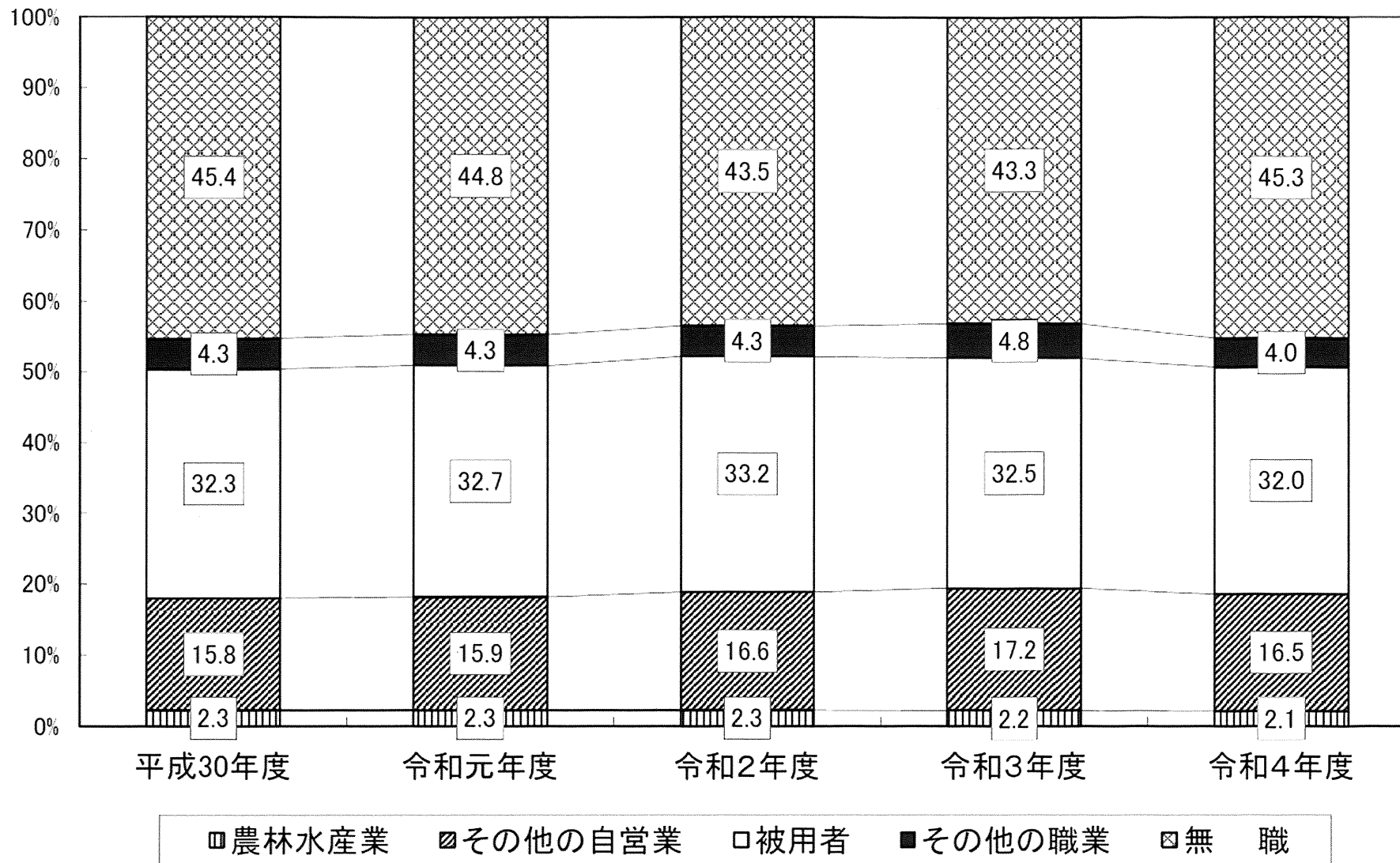
(※5) 介護納付金、特定健診・特定保健指導等に対する負担金・補助金は含まれていない。

表12 都道府県別、平均所得、平均課税標準額及び保険料（税）調定額

都道府県	平均所得		平均課税標準額		平均保険料（税）調定額 (医療給付費分+後期高齢者支援金分)		所得に対する調定額の割合 ③/①	課税標準額に対する調定額の割合 ③/②
	1世帯当たり額 ①	1人当たり額	1世帯当たり額 ②	1人当たり額	1世帯当たり額 ③	1人当たり額		
	千円	千円	千円	千円	円	円	%	%
全 国	1,425	959	1,092	735	138,367	93,062	9.7	12.7
北海道	1,312	890	1,000	678	132,758	90,035	10.1	13.3
青 森	1,084	705	757	492	131,558	85,546	12.1	17.4
岩 手	1,116	728	779	508	118,656	77,388	10.6	15.2
宮 城	1,262	823	924	603	124,484	81,255	9.9	13.5
秋 田	990	658	664	441	116,006	77,067	11.7	17.5
山 形	1,205	761	831	525	135,688	85,736	11.3	16.3
福 島	1,217	776	862	549	114,299	72,843	9.4	13.3
茨 城	1,475	947	1,127	723	138,071	88,611	9.4	12.3
栃 木	1,349	874	990	642	134,141	86,953	9.9	13.5
群 馬	1,334	857	996	640	139,845	89,835	10.5	14.0
埼 玉	1,602	1,090	1,258	856	137,289	93,443	8.6	10.9
千 葉	1,544	1,047	1,207	818	139,534	94,611	9.0	11.6
東 京	1,903	1,388	1,579	1,152	155,393	113,341	8.2	9.8
神奈川	1,698	1,173	1,357	938	151,957	104,996	9.0	11.2
新 潟	1,155	767	807	536	116,706	77,495	10.1	14.5
富 山	1,200	834	843	586	120,139	83,464	10.0	14.3
石 川	1,281	872	920	626	135,072	91,951	10.5	14.7
福 井	1,365	900	987	651	139,473	92,001	10.2	14.1
山 梨	1,303	858	951	627	141,138	93,002	10.8	14.8
長 野	1,334	860	971	626	135,615	87,447	10.2	14.0
岐 阜	1,470	960	1,110	725	152,906	99,816	10.4	13.8
静 岡	1,444	956	1,078	714	144,697	95,827	10.0	13.4
愛 知	1,744	1,146	1,379	906	154,486	101,487	8.9	11.2
三 重	1,348	887	1,004	660	140,283	92,253	10.4	14.0
滋 賀	1,482	946	1,130	722	137,587	87,848	9.3	12.2
京 都	1,088	756	793	551	113,512	78,918	10.4	14.3
大 阪	1,396	951	1,094	745	143,760	97,936	10.3	13.1
兵 庫	1,276	852	958	640	137,885	92,056	10.8	14.4
奈 良	1,151	744	844	546	129,955	84,070	11.3	15.4
和歌山	1,271	806	931	590	138,902	88,042	10.9	14.9
鳥 取	1,063	711	712	476	116,606	77,976	11.0	16.4
島 根	1,167	791	810	549	133,408	90,377	11.4	16.5
岡 山	1,188	791	851	567	130,775	87,076	11.0	15.4
広 島	1,312	906	982	678	128,544	88,765	9.8	13.1
山 口	1,054	734	744	518	116,115	80,865	11.0	15.6
徳 島	928	613	615	406	118,774	78,403	12.8	19.3
香 川	1,279	844	940	620	142,293	93,926	11.1	15.1
愛 媛	1,153	763	851	563	124,531	82,431	10.8	14.6
高 知	1,183	793	860	577	126,792	84,999	10.7	14.7
福 岡	1,204	800	893	594	130,200	86,517	10.8	14.6
佐 賀	1,346	841	977	610	170,885	106,743	12.7	17.5
長 崎	1,067	693	748	486	129,502	84,121	12.1	17.3
熊 本	1,238	797	888	572	141,729	91,185	11.4	16.0
大 分	1,009	689	704	481	120,646	82,436	12.0	17.1
宮 崎	1,038	691	720	480	127,625	84,992	12.3	17.7
鹿 児 島	1,187	780	862	567	122,119	80,291	10.3	14.2
沖 縄	1,231	765	932	579	117,558	72,995	9.5	12.6

注) 1. 本表は、所得不詳を除いて集計している。
 2. 平均所得は前年の1月～12月までの所得である。

図3-3 世帯主（75歳未満）の職業別世帯数構成割合の年次推移（市町村・擬制世帯を除く）



出典：厚生労働省 2022年度国民健康保険実態調査